

平成30年分

住民税・所得税・復興特別所得税

文化センター3階に申告会場

開設期間 2月13、14、25日～3月15日

忘れずに申告しましょう

国や地方公共団体(都道府県や市区町村)が、社会保障の充実、住宅や道路、河川等の整備、教育や科学技術の振興などの事業を進める主な財源は、税金によって賄われています。

税の申告は、学校、道路、公園などの公共施設の維持管理や公共サービスを提供するための財源を確保する大切な手続きです。また、国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当などの受給判定にも必要です。忘れずに申告しましょう。

住民税(市民税・府民税)

◆問い合わせ 税務課市民税係

住民税の申告は、市役所1階の税務課市民税係(5番窓口)へ。

住民税の申告が必要な人

▼平成31年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成30年中に所得(収入)があった人

▼平成30年中(1月1日～12月31日)の所得金額の多少にかかわらず、事業専従者控除を受けようとする人

▼公的年金等(外国で支払われる年金を除く)収入だけの人で、雑損控除や医療費控除等の所得控除を受けようとする人

▼公的年金等収入以外に所得があり、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要な人

▼給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がある人
▼ふるさと納税のワンストップ特例申請をしたが、住民税

①と②の併用はできません

従来医療費控除を受けるとき医療費控除の明細書(領収書の添付は不要ですが、5年間の保管が必要です)※医療費通知は、原則、6つの項目(①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の氏名)が記載されているものに限り、明細書として使用できます。

※医療費控除の明細書は、年間に支払った金額と保険金等で補てんされた金額を、医療を受けた人・病院等ごとに集計して事前に作成してください。

②セルフメディケーション税制の適用を受ける

細書(領収書の添付は不要ですが、5年間の保管が必要です)、健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類(取組を証明する領収書または、職場での定期健康診断、勤務先名や保険者名の記載のある人間ドック等の結果通知表(写し可)、予防接種済証等(写し可))

③国民健康保険等に加入している人は平成30年中に支払った領収書(提示または、その額を申告してください)

▽国民健康保険等に加入している人は平成30年中に支払った領収書(提示または、その額を申告してください)

▽国民健康保険等に加入している人は平成30年中に支払った領収書(提示または、その額を申告してください)

▽国民健康保険等に加入している人は平成30年中に支払った領収書(提示または、その額を申告してください)

▽マイナンバーの関係書類

①本人が申告書を持参する場合【①+②】(郵送時は、写しを同封)
②以下の書類を一点
マイナンバー通知カード、マイナンバーカード(裏面)、マイナンバーカード(表面)、マイナンバーカード(表裏)、マイナンバーカード(表裏)の写しを同封

※マイナンバー通知カード、マイナンバーカード(裏面)、マイナンバーカード(表面)、マイナンバーカード(表裏)の写しを同封

▽マイナンバーの関係書類

①本人が申告書を持参する場合【①+②】(郵送時は、写しを同封)
②以下の書類を一点
マイナンバー通知カード、マイナンバーカード(裏面)、マイナンバーカード(表面)、マイナンバーカード(表裏)の写しを同封

※マイナンバー通知カード、マイナンバーカード(裏面)、マイナンバーカード(表面)、マイナンバーカード(表裏)の写しを同封

※マイナンバー通知カード、マイナンバーカード(裏面)、マイナンバーカード(表面)、マイナンバーカード(表裏)の写しを同封

※マイナンバー通知カード、マイナンバーカード(裏面)、マイナンバーカード(表面)、マイナンバーカード(表裏)の写しを同封

※マイナンバー通知カード、マイナンバーカード(裏面)、マイナンバーカード(表面)、マイナンバーカード(表裏)の写しを同封

住民税の申告が不要な人

▼所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出している人
▼収入が給与所得のみで、勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されている人

▼平成30年中に所得が無かった人
※申告の必要がない人でも扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税の申告をされた場合、住民税額が

所得税および復興特別所得税(国税)

下がる場合があります。また、平成30年中に所得の無かった人や扶養されている人でも、申告書の提出がないと、平成31年度の所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が発行できない。

場合や、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、障害基礎年金、老齢福祉年金などの算定に影響が出ている人は必ず申告してください。

所得税および復興特別所得税の申告は、文化センターの申告会場または宇治税務署の確定申告会場へ。

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

月	日	曜日	申告の種類	対応者	時間
2月	13	水	公的年金等所得者申告 還付申告 不動産所得申告	税理士 府職員 税務署職員 市職員	受付時間 午後3時～4時 相談時間 午後3時30分～4時
	14	木	事業(営業等・農業)所得申告		受付時間 午後1時～4時

※2月18日(月)から宇治税務署でも確定申告会場を開設します。開設時間：午前9時～午後5時(受付は午後4時まで)

月	日	曜日	申告の種類	対応者	時間
2月	25	月	市職員のみ対応となりますので、相談・受付できる申告の種類が限られます。	市職員	受付時間 午後4時～4時 相談時間 午前9時～正午 午後1時～4時
	26	火			
	27	水			
	28	木			
3月	1	金	公的年金等所得者申告 還付申告 住民税(市民税・府民税)申告 ※住民税の申告は、市役所税務課市民税係(1階5番窓口)でも受付します。	市職員	受付時間 午後4時～4時 相談時間 午前9時～正午 午後1時～4時
	4	月			
	5	火			
	6	水			
	7	木			
	8	金			
	11	月			
12	火				
13	水				
14	木				
15	金				

※混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合があります。※できるだけ公共交通機関でお越しください。

文化センター3階申告会場

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141